相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川越市元町一丁目六番地一五、最後の住所埼玉県川越市通町二番地三　幸ビル三号室　被相続人　亡　平野　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月八日

埼玉県川越市東田町六番地八谷澤ビル二階二〇二号室　相続財産管理人　小寺　智子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都立川市柴崎町四丁目七二番地、最後の住所東京都立川市富士見町七丁目一番四〇一号　被相続人　亡　中村梅次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月八日

東京都立川市曙町二丁目三一番一五号日住金立川ビル四階西東京共同法律事務所　相続財産管理人　弁護士　岡垣　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区池袋一丁目五二一番地、最後の住所東京都豊島区千川二丁目一四番四号　白石荘二〇一号　被相続人　亡　島﨑美佐子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月八日

東京都杉並区永福二丁目二七番三号　相続財産管理人　中村　好子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区亀戸七丁目一八八番地、最後の住所東京都江東区亀戸七丁目二〇番四号　被相続人　亡　礒　浪子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月八日

東京都千代田区内幸町一丁目二番二号日比谷ダイビル六階潮見坂綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　佐藤　久文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県沼田市西倉内町六〇九番地二、最後の住所東京都中野区江古田四丁目一四番八号江古田第三住宅二―八　被相続人　亡　桒原　壽代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月八日

事務所東京都中央区銀座八丁目八番一七号伊勢萬ビル六階福家総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　北野　俊光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県小美玉市小川一四〇三番地、最後の住所東京都板橋区常盤台一丁目二〇番一一号　被相続人　亡　十津川博子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月八日

事務所東京都新宿区西新宿七丁目一番七号新宿ダイカンプラザA館七〇二号室高橋法律事務所　相続財産管理人　弁護士　高橋　康博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県魚津市中央通り二丁目一二二番地、最後の住所富山県魚津市青島四四〇番地　被相続人　亡　酒井　洋明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月八日

富山市本町七番七号沖田ビル三階　相続財産管理人　弁護士　高野　由雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市千種区新池町一丁目一八番地の一、最後の住所名古屋市千種区新池町一丁目一八番地の一グランアルト東山五〇一号　被相続人　亡　井上　和久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月八日

名古屋市北区平安二丁目一番一〇号第五水光ビル三階　相続財産管理人　弁護士　山内　益恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県加古川市加古川町本町四二六番地一、最後の住所兵庫県加古川市加古川町木村四六番地の四　被相続人　亡　吉田　正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月八日

兵庫県姫路市岡町四〇番地澤田・中上法律事務所　相続財産管理人　中上　幹雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市中央区高津三丁目六番地、最後の住所奈良県奈良市山陵町二〇七〇番地の一サンプラザ四二六号　被相続人　亡　平井清一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月八日

奈良市高天市町一一番地高天飯田ビル六階　相続財産管理人　三村　英子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県三次市吉舎町敷地三一八二番地、最後の住所広島県三次市吉舎町敷地六八番地五　被相続人　亡　伊達シヅヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月八日

事務所広島市中区上八丁堀八番二六号メープル八丁堀五〇三号　相続財産管理人　弁護士　髙洲　昭孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県玖珂郡由宇町六一三四番地ノ五、最後の住所広島市東区戸坂山根一丁目三番四―一〇三号　被相続人　亡　見常ミツコ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月八日

事務所広島市中区上八丁堀七番五号　ピロティヒロシマ五〇五号　相続財産管理人　内海　信貴

登録金融機関の吸収合併の公告

当組合は吸収合併により群馬みどり農業協同組合（住所群馬県みどり市笠懸町鹿二三五番地二）に権利義務全部を承継させて解散することといたしましたので、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告します。

なお、効力発生日は平成二十三年三月一日であり、合併後の名称は新田みどり農業協同組合とします。

平成二十二年十二月八日

群馬県太田市新田金井町六番地　新田郡農業協同組合　代表理事組合長　金谷嘉一郎